平成２７年（フ）第１３３号
千葉県柏市増尾台４丁目11番32号
破産者　永井　和清
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１３４号
千葉県柏市増尾台４丁目11番32号
破産者　永井由紀子
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１６５号
千葉県匝瑳市野手6098番地２
破産者　熱田　郁人
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２５９６号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘２丁目21番地12
破産者　Ｍｕｓｕｂｕ　Ｄｉｎｉｎｇ株式会社
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５９７号
東京都渋谷区渋谷１―24―15　ヒラゼン宮益ビル１階、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区渋谷３丁目６番３号
破産者　株式会社Ｓｂａｒｒｏ　Ｊａｐａｎ
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５９８号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘２丁目21番地12
破産者　株式会社Ｍａｎａ　Ｆｏｏｄｓ
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２７６号
大阪府東大阪市足代北１丁目18番26号
破産者　有限会社高田合成樹脂工業所
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８１１号
大阪府豊中市浜２丁目20番22号
破産者　株式会社ファクト
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３８号
大阪府茨木市新中条町５番10号
破産者　タイショー株式会社
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２９６号
大阪市阿倍野区阿倍野筋２丁目４番39号
破産者　有限会社イルミナンス
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２９７号
大阪市住吉区帝塚山中１丁目４番33号　帝塚山イクス101号
破産者　有限会社鶴
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１号
堺市西区堀上緑町３丁３番１号
破産者　株式会社エービーシー
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２５９号
堺市中区東八田41番地の３―203号
破産者　有限会社ウオルトンイスム
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１０号
広島県廿日市市四季が丘４丁目７番地の10
破産者　有限会社スポーツセンター廿日市
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８５号
広島市安佐南区東野３丁目９番８－３―202号
破産者　有限会社ワイエム企画
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６号
福岡市南区大池２丁目３番13号
破産者　海翁有限会社
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３８号
千葉県旭市新町1080番地２　光ハイツＡ－５
破産者　畑中　隆二
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第６８０号
横浜市神奈川区沢渡１番地２　菱興新高島台ビル、商業登記簿上の本店所在地仙台市宮城野区榴岡５丁目12番55号
破産者　コアテクノ株式会社
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５０７号
神奈川県横須賀市東浦賀１丁目13番１―1222号
破産者　株式会社たたら
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２２号
横浜市中区日本大通７
破産者　シエラ株式会社
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３２号
石川県鹿島郡中能登町能登部下六八部18番地
破産者　株式会社宮川建設
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第３２号
長野県小諸市大手２丁目１番14号
破産者　株式会社信州トラベル
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部